自殺の背景調査の指針の改訂に向けた論点整理資料③

~基本調査・詳細調査の標準的な調査項目について~

1. 背景調査の指針における該当箇所の概要について

- 〇 <u>基本調査</u>には、「事案発生後速やかに着手する、全件を対象と する基本となる調査であり」、「<u>学校がその時点で持っている情報</u> 及び基本調査の期間中に得られた情報を迅速に整理するもの」と 示している。
- 全教職員からの聴き取りについては、原則として3日以内を目途に実施するように規定されている。また、学校生活におけるトラブル等が認知された場合、事実関係の整理に時間を要することもあり得るが、経過説明がある事が望ましく、<u>最初の説明は調査</u>着手から出来るだけ1週間以内を目安に行うこととしている。
- <u>詳細調査</u>は、基本調査を踏まえ、<u>必要な場合に心理の専門家など外部専門家を加えた調査組織において行われる調査</u>である。詳細調査においては、例えば以下のような手順で情報収集・整理を進めることが想定されている。
 - ①<u>基本調査の確認</u>:基本調査の経過、方法、結果の把握、追加調 査実施の必要性の有無を確認
 - ②<u>学校以外の関係機関への聴き取り</u>:福祉部局や人権関係部局 等、これまで対応していた行政機関等があれば聴き取りを依頼
 - ③状況に応じ、子供に自殺の事実を伝えて行う調査
 - ④遺族からの聴き取り
- 〇報告書の内容については、調査組織と調査の経過や自殺に至る過程、再発防止・自殺予防の課題等を記載することとしている。

2. 検討すべき論点について

(基本調査における調査項目の整理)

〇 背景調査のうち、基本調査においては、現在、様式等もなく、何をどの程度、情報の整理を行うかについては、特段定まっていないが、<u>調査目的に照らした調査項目を提示</u>してはどうか(別添資料 1)。

(詳細調査における調査項目の整理)

○ 詳細調査については、児童生徒を含む関係者の任意の協力を前提として、事実関係の確認を実施しているが、<u>事実関係を確認するにあたって、調査目的に照らした調査項目を提示する必要</u>があるのではないか。

なお、詳細調査における調査項目の検討にあたっては、<u>いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの記載が参考</u>になるのではないか。(別添資料2)

〇 また、現行の指針においても、自殺に至る過程や心理の検証として、<u>児童生徒本人の特性・背景や家庭の状況等の学校外の要因について自殺への影響の程度を出来る限り分析評価すべき</u>とされているが、<u>その分析を行う際、どのように学校・教育委員会等が取り組むべきか</u>。

さらに、その分析の結果は、<u>どのように調査報告書に記載すべ</u>きか。

○ 事案によって異なるものの、<u>調査期間の目安等を設ける</u>ことに ついてどのように考えるか。

基本調査における様式① (イメージ)

- 1. 学校名
- 2. 校長名
- 3. 児童・生徒名 ※学年や年齢を記入
- 4. 事案発生日時
- 5. 事案発生場所
- 6. 事案発生の経緯※発覚した時の状況等を簡潔に記入
- 7. 聴き取りの態様
 - (1)全教職員※いつ、どこで誰が実施したのかを簡潔に記入
 - (2) 関係児童・生徒※当該児童・生徒との関係も記入
 - (3) その他※保護者
- 8. 学校での様子
 - (1) 学習状況
 - (2) 部活動等
 - (3) 学級(ホームルーム) 担任とのこれまでの主な面談内容
 - (4)保健室等の利用状況
 - (5) その他
- 9.経歴等※家族構成や保護者の職業、家庭環境など
- 10. 教職員からの聴き取り内容※聴き取り内容を箇条書きにする等簡潔に記入
- 11. 関係児童・生徒等からの聴き取り内容
- 12. 学校生活アンケート調査(いじめの把握のためのアンケート調査を含む) 等の状況
- 13. 保護者からの聴き取り内容
- 14. 今後の対応等
 - (1) 学校の対応
 - (2) 遺族への対応
- 15. その他特筆すべき事項

基本調査における様式② (イメージ)

1.死亡した児童生徒
設置者(□国立□公立□私立)
学校種(□小学校 □中学校 □高等学校(全日制) □高等学校(定時制)
□高等学校(通信制) □特別支援学校)
学年 () 学年 年齢 () 歳 性別 □男 □女
前年度の出席状況 出席した日数 () 日 欠席した日数 () 日
成績 □上位 10%以上 □上位 10%~50% □上位 50%~上位 90%
□下位 10%以下
学校への相談歴 □有 □無
通院・入院歴の有無 □有 □無 □不明
自殺未遂歴・自傷行為歴 □有 □無 □不明
2. 死亡した時期及び学校が把握した時期
死亡した時期 () 年 ()月 ()日
把握した時期()年 ()月 ()日
把握の端緒 □保護者 □警察 □その他()※入れるか検討
3. 死亡又は発見時の状況
(場所別の状況)
□自宅 □学校 □それ以外() □不明
(手段別の状況)
□首つり □飛び降り □飛び込み □オーバードーズ □その他()
□不明
4.死亡した児童生徒の状況又は可能性のある状況(各背景ごとで複数回答可)
※基本調査において学校で把握した事実についてチェックすること。
(学校問題)
□学業不振 □入試に関する悩み □進路に関する悩み(入試以外)
□いじめ □学友との不和(いじめ以外) □教員との人間関係
□その他() □不明
(健康問題)
□病気の悩み(身体的) □病気の悩み(精神的(うつ病・統合失調症など)
□ - □ - - - - - - - -

(家庭問題)		
□親子関係の不和 □そ	の他	也の家族との不和 □家族の死亡
□家族からのしつけ・叱	; Ŋ	□家族からの虐待(身体的・精神的)
□その他()	□不明

- 第三者委員会で調査を行っている場合は、経過報告を第三者委員会の調査委員が説明すると、 調査に係る意見や要望を調査委員に伝える機会となり、公平性・中立性が確保できない可能性 があるだけでなく、適切な検証に影響を与える可能性が出てくる。よって、基本的には、調査 主体の者が説明を行うことが考えられる。
- 経過報告の中で要望等がある場合には、調査主体が橋渡し役となり、調査組織の構成員に伝達することが考えられる。関係者との摩擦が生じている場合は、別途適切な者を検討することが必要である。

第3節 調査報告書の作成

(1) 重大事態調査における調査報告書の作成

- 重大事態調査の調査報告書に盛り込む標準的な項目や記載内容の例については以下のとおり。
- 報告書の作成に当たっては、学校の設置者及び学校が作成する場合であっても、「なぜ本校でこのような事案が発生したのか」、「このような状態になったのはどのような対応が不適切だったのか」等の視点をもちつつ、標準的な項目等を参考にして作成する。
- また、公表することも念頭におきつつ、例えば、報告書作成に当たっては、プライバシーや 人権に配慮し、児童生徒の氏名を「生徒A、生徒B」として記載することなどが考えられる。

【共通事項】

	四于?	<u></u>				
	標準的な項目 記載内容の例		記載内容の例			
1	重大事態調査の位置付け					
			• 重大事態の別 (1号・2号・1号かつ2号)			
			• 重大事態の認定日、地方公共団体の長等への報告日等			
2	調査の目的、調査組織の構成					
	(1)	調査の目的	• 調査の趣旨・目的を記載する。			
	(2)	調査期間	• 調査組織の設置日、調査の開始から終了までのスケジュー			
			ルを記載する。			
	(3)	調査組織の構成	• 調査組織の名称、調査委員の氏名・役職等を記載する。			
			• 外部の調査委員が専門家や第三者として参画しているよ			
			うな場合には、そのことが分かるように記載する。			
3	当該事案の概要					
	(1)	基礎情報	• 重大事態が発生した学校名、対象児童生徒の学年、性別、			
			(氏名)、対象児童生徒の状況等についてまとめる。不登			
			校重大事態の場合には、欠席日数も記載する。			
	(2)	当該事案の概要	• 調査対象となる重大事態について大まかな概要をまとめ			
			る。			
4	調査	の内容				
	(1)	調査方法	• どのような調査方法(アンケート、聴き取り、資料分析、			
			現場視察等)をとったかについてまとめる。			
	(2)	調査内容	• 調査方法に応じて、具体的にどのような調査を行ったか詳			
			細をまとめる。			

			• 聴き取りや調査組織の会議を開催した日時や議論のテー			
			マをまとめる。			
5	当該事案の事実経過					
	(1)	対象児童生徒の訴え	・聴き取り等を通じて把握した対象児童生徒の訴えをまとめる。・対象児童生徒から聴き取り等で事案の詳細を確認できない場合には、その旨記載し、事案の端緒となったことについてよりはる。			
	(2)	関係児童生徒からの	いてまとめる。関係児童生徒の聴き取り内容をまとめる。			
		聴取内容	• 関係児童生徒から確認ができない場合には、その旨記載する。			
	(3)	当該事案の事実経過	• 調査を通じて把握した事実の経過を時系列に沿ってまとめる。			
			• 事実経過をまとめるに当たっての留意事項は、「(2)事 実関係の確認・整理」を参照。			
6	当該	事案の事実経過から認定	 定しうる事実			
			• 事実経過を踏まえて、当該事案に係るいじめの事実関係や対象児童生徒の重大な被害といじめとの関係性について説明できることをまとめる。			
7	学校	及び学校の設置者の対	芯			
	(1)	学校の対応について	• 「5 当該事案の事実経過」でまとめた学校の対応について法や学校いじめ防止基本方針その他関連法令・本ガイドラインに照らして対応の検証を行う。			
	(2)	学校の設置者の対応	• 「5 当該事案の事実経過」でまとめた学校の設置者の対			
		について	応について法や地方いじめ防止基本方針その他関連法令・ 本ガイドラインに照らして対応の検証を行う。			
	(3)	学校及び学校の設置	• 学校及び学校の設置者の一連の対応を踏まえて、課題点や			
8	小	者の対応に係る考察 事案への対処及び再発	改善すべき点を指摘する。			
0	(1)	当該事案への対処に	● 当該事案に係るいじめが解消していない場合には、当該事			
	(1)	ついて	案のいじめ解消に向けた対処をまとめる。			
			• 対象児童生徒の不登校が継続している場合に、当該児童生			
			徒への支援方策等をまとめる。			
	(2)	学校及び学校の設置	• 当該事案の一連の調査を踏まえて、学校及び学校の設置者			
		者に対する提言	に対する再発防止策の提言を行う。			
9	参考	資料				

【対象児童生徒が自殺している場合(自殺が疑われる場合を含む)】

- 対象児童生徒が自殺している場合には、背景調査の指針を踏まえ、
 - ① 自殺に至る過程や心理の検証(分析評価)
 - ② 自殺の再発防止・自殺予防のための改善策
- を上記の共通事項に加えて報告書に記載する。